

# 社会福祉法人藤睦会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤睦会（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。又、委員とは、評議員選任・解任委員（外部委員含む）をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償し日当を支給する事が出来る。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償し日当を支給する事が出来る。
- 3 評議員選任・解任委員（外部委員含む）が評議員選任・解任委員会に出席したときは、無報酬とする。ただし、費用を弁償し日当を支給する事が出来る。
- 4 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会が同日開催の際は、いずれか一方の出席費用弁償費及び日当を支給する事が出来る。

## (出張旅費)

第4条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員（外部委員含む）が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人藤睦会旅費及び費用弁償規程に準ずる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

## 附 則

- 1、この規程は、平成 29 年 12 月 15 日より適用する。
- 2、この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。
- 3、この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

別表1

名 称	報 酉	出席費用 弁償費	日 当	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	0円	3, 000円	5, 000円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	0円	3, 000円	5, 000円	
監事業務報酬等 (日額)	0円	3, 000円	5, 000円	
委員業務報酬等 (日額)	0円	3, 000円	5, 000円	